

新潟県事業継続支援金 申請要綱

1. 支援金の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により外出自粛等の影響を受け、売上が減少した飲食事業者に対して、事業継続に向けた支援金を支給します。

2. 支給額

- ①県内で単独店舗を経営する事業者 20万円
- ②県内で複数店舗を経営する事業者 40万円

3. 受付期間

令和3年3月16日(火)～令和3年5月31日(月)

4. 支給要件

県内店舗の売上高の合計について、令和2年12月から令和3年4月までの期間において、2カ月連続して前年比同月で20%以上減少していること ※新型コロナウイルスの感染拡大等の影響で前年との比較が適切でない場合は、前々年と比較することもできます

5. 申請書類の入手方法

「新潟県事業継続支援金」ホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/jigyouseisaku.html>

ホームページから入手できない方は下記の事業継続支援センターへお問い合わせください。

6. 必要書類

- 食品衛生法の営業許可書(写し) 確定申告書(写し) 申請書(様式1～3)
- 申請書記載の口座情報が分かる通帳(写し) 本人確認書類(写し) 誓約書
- 売上の減少が確認できる書類の写し(売上台帳、月次残高試算表など)
- 県内に所在する店舗の内観及び外観がわかる写真(店舗名が分かるもの)

7. お問い合わせ先

事業継続支援センター

(電話番号)025-248-7270 (受付時間)午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

新型コロナウイルスに関する補償が 新たに商工会議所保険制度に加わりました!

※商工会議所保険制度とは

経営リスクの担保及び同会員の従業員などの福利厚生の実施などを目的とした商工会議所会員向けの保険制度です。なかの「ビジネス総合保険制度」「業務災害補償プラン」「休業補償プラン」では、新型コロナウイルス感染症に関する補償も新たに付帯することができるようになりました。

主な補償内容は下表の通りとなります。

項目	商工会議所保険制度の「新型コロナ」に関する補償内容	対応する保険商品
罹患者発生	消毒対応終了までの事業休業を補償	ビジネス総合保険制度 (休業補償)
	新型コロナ感染者発生後の消毒・検査・予防費用を補償	
デリバリー業務などへの業態変更	宅配弁当の食中毒発生による見舞金や賠償を補償	ビジネス総合保険制度 (休業補償)(賠償責任補償)
	保健所の指示により、営業中止となった場合の事業休業を補償	
	宅配弁当の配達中に発生した労災事故に関する裁判費用、賠償金を補償	業務災害補償制度
テレワーク (働き方の変更)	テレワーク中の個人情報流出、漏洩に対する賠償金を補償	ビジネス総合保険制度 (賠償責任補償)
	在宅勤務推奨中のなか、管理者が見えないところでハラスメント行為が発生して訴訟となった場合の、会社における裁判費用、賠償金を補償	業務災害補償制度
役員・従業員 (個人としての備え)	新型コロナに罹患して、治療のため長期にわたり勤務が不可能となった場合の、給与の減少を補償	休業補償制度 (1年休業、長期休業)
	新型コロナに罹患し、入院とそれに付随する費用の出費を補償	休業補償制度(医療補償)